

1. 件名：「日本原燃(株)濃縮施設の設工認申請に係る面談」
2. 日時：令和3年8月16日(月) 13時30分～14時10分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
核燃料施設審査部門
(原子力規制部新基準適合性審査チーム)
古作企画調査官、大橋管理官補佐、藤原安全審査官、高梨安全審査専門
職、河原崎安全審査専門職
専門検査部門
早川上席原子力専門検査官
日本原燃株式会社
濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮保全部長 他5名

5. 議事概要

- (1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、今後申請予定の設工認申請における廃品シリンダの取扱いについて、当日提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。
 - ・使用前検査途中である工事は令和2年4月施行の法改正の経過措置として旧制度の運用が残るため、変更認可申請により当該工事の残件を解消することは適切と考える。
 - ・日本原燃の新規制基準適合に係る設工認申請においては、現行制度での設工認の運用を踏まえて申請書の記載事項の整理を進めているところであり、シリンダの記載事項についても使用前事業者検査及び使用前確認での取扱いも念頭に整理していく必要がある。
 - ・日本原燃においては、新規制基準適合に係る設工認申請におけるシリンダの記載事項、当該申請と上述の変更認可申請との関係等について検討して、その内容を改めて説明すること。
- (3) 日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

「濃縮加工施設における廃品シリンダの設工認の取り扱いについて」